

令和7年度 神戸市指導監査基準【保育所】

着 眼 点		最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠法令等		着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導監査基準		着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区 分		不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。
【B】	改善の報告を要する事項	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。
【A】	指導・助言する事項	・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) ※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)

* 不備・不適切な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等（保育所）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布等年月日	改正
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法	平成24年法律第65号	平成24年8月22日	令和7年4月25日
子ども・子育て支援法施行令	子ども・子育て支援法施行令	平成26年政令第213号	平成26年7月9日	令和7年4月1日
子ども・子育て支援法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則	平成26年内閣府令第44号	平成26年6月9日	令和7年4月1日
特定教育・保育施設等運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	平成26年内閣府令第39号	平成26年4月30日	令和7年4月1日
特定教育・保育施設等運営基準条例	神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第21号	平成26年10月1日	
児童福祉法	児童福祉法	昭和22年法律第164号	昭和22年12月12日	令和7年4月25日
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年厚生省令第63号	昭和23年12月29日	令和7年4月1日
保育所等設備運営条例	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	神戸市条例第75号	平成25年3月29日	平成28年9月30日
特定子ども・子育て支援施設運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	平成26年内閣府令第39号	平成26年4月30日	令和7年4月1日
薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	昭和35年法律第145号	昭和35年8月10日	令和7年4月1日
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	平成12年法律第82号	平成12年5月24日	令和7年4月25日
社会福祉法	社会福祉法	昭和26年法律第45号	昭和26年3月29日	令和7年4月1日
保育所保育指針	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号	平成20年3月28日	平成29年3月31日
学校衛生環境基準	学校衛生環境基準	平成21年文部科学省告示第60号	平成21年3月31日	令和4年4月1日
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号	平成26年4月30日	平成29年3月31日

児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号	平成12年4月25日	令和5年3月31日
保育所設置認可通知	保育所の設置認可等について	児発第295号	平成12年3月30日	平成26年12月12日
保育所設置認可要綱	神戸市保育所設置認可要綱	神戸市こども家庭局	平成13年3月26日	平成28年10月1日
短時間勤務保育士通知	保育所等における短時間勤務の保育士の取り扱いについて	こ成保第21号	令和5年4月21日	
職員配置特例実施通知	「幼保連携型認定こども園、保育所等における職員配置にかかる特例」の実施について	神戸市こども家庭局	平成28年9月27日	令和3年10月20日
保育指針適用の留意事項通知	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について	子保発0330第2号	平成30年3月30日	

根拠法令、通知等（保育所）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布等年月日	改正
教育・保育施設等事故報告等について	教育・保育施設等における事故の報告等について	こ成安第36号 5教参学第39号	令和6年3月22日	
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	府子本第192号 27文科初第1789号 雇児保発0331第3号	平成28年3月31日	
園児見落とし等発生防止の徹底通知	保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について	厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室	令和4年4月11日	
園児見落とし等発生防止の徹底・事案発生時報告	園児の見落とし等の発生防止に向けた取り組みの徹底及び事案発生時の報告について	神戸市こども家庭局 神こ子事第139号	令和4年4月20日	
園外活動時の留意事項	保育所等における園外活動時の留意事項について	厚労省子ども家庭局保育課	令和1年6月21日	
個人情報適正管理通知	個人情報の適正な管理の徹底について	神戸市こども家庭局 神こ子事第944号	平成28年10月14日	
睡眠時安全対策の手引き	神戸市保育所（園）における睡眠時の安全対策の手引き	神戸市こども家庭局	平成26年1月	
プール活動等事故防止通知	保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について	子少発0427第1号	平成30年4月27日	
プール活動等記録作成等通知	プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止および記録の作成について	神戸市こども家庭局 神こ子事第276号	平成30年6月1日	
プール衛生基準通知	遊泳用プールの衛生基準について	健衛発第0528003号	平成19年5月28日	
アレルギー対応ガイドライン	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について	雇児保発1014第1号	平成23年3月17日	平成31年4月25日
アレルギー対応の手引き	神戸市教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き	神戸市こども家庭局	平成28年3月	令和2年2月
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン	雇児保発0330第3号	平成24年11月30日	令和5年5月1日
感染症予防対策マニュアル	神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル	神戸市こども家庭局	平成29年6月	
フッ化物洗口マニュアル	保育所（園）フッ化物洗口実施マニュアル	神戸市こども家庭局	平成28年5月	令和2年5月
エピペン処方児童への対応通知	自己注射が可能な「エピペン」（エピネフリン自己注射薬）を処方をして入所児童への対応について	雇児保発1014第2号	平成23年10月14日	
児童安全確保通知	児童福祉施設等における児童の安全の確保について	厚児総発第402号	平成13年6月15日	
調乳等安全対策通知	調乳等で熱湯を扱う際の安全対策の徹底について	神こ子事第136号	平成27年5月27日	
児福施設遊具安全確保通知	児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について	雇児総発第0829002号	平成20年8月29日	
公定価格留意事項	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	こ成保192 5文科初第2588号	令和6年3月29日	

根拠法令、通知等（保育所）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布等年月日	改正
業務管理体制の整備について	特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について	内閣府子ども・子育て本部参事官	平成27年8月10日	
特定教育・保育適正会計通知	適正な業務執行の徹底について	神こ子事第1142号	令和5年1月17日	

保育所指導監査基準 目次

1	児童福祉施設の一般原則等	… p. 1	12	記録の保存	… p. 9
2	設備基準	… p. 2	13	保育の内容、計画及び評価	… p. 9
3	職員配置	… p. 4	14	保育を行う期間及び時間	… p. 11
4	定員の遵守	… p. 5	15	児童の健康及び安全	… p. 11
5	設置者の責務	… p. 6	16	保護者に対する支援	… p. 15
6	虐待等の禁止	… p. 6	17	個人情報の適正管理	… p. 15
7	業務管理体制の整備	… p. 7	18	利益供与の禁止	… p. 16
8	重要事項の説明	… p. 7	19	特定子ども・子育て支援施設運営 基準の遵守	… p. 16
9	利用者負担額等	… p. 7	20	特定教育・保育に関する情報の報 告及び公表	… p. 17
10	受給資格等の確認と支給認定の申 請に係る援助	… p. 8	21	会計の区分	… p. 17
11	運営委員会の設置	… p. 9			

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 児童福祉施設の一般原則等				
(1) 人権への配慮と人格の尊重	入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営しているか。	子ども・子育て支援法第33条第6項 児童設備運営基準第5条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第3条第2項 保育所保育指針第1章	入所している者の人権の配慮や人格を尊重した運営をしていないので、是正すること。	C
(2) 地域社会との交流及び連携	地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。	児童福祉法第48条の4第1項、第75条及び第78条第1項 児童設備運営基準第5条第2項 特定教育・保育施設等運営基準第3条第3項及び第31条 保育所保育指針第1章	地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう改善すること。	B
(3) 保護者及び地域社会への運営内容の説明	児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明しているか。		児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明していないので改善すること。	B
(4) 運営内容の自己評価と結果の公表	運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。	児童設備運営基準第5条第3項	自ら行う業務の質の評価等の取組みに不十分な点があるので、改めること。	C
(5) 設備基準の遵守	施設の目的を達成するために必要な設備を設けられているか。	児童設備運営基準第5条第4項	施設の目的を達するために必要な設備が不十分な点があるので是正すること。	C
(6) 入所している者の保健衛生、危害防止について	構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けているか。	児童設備運営基準第5条第5項 児福祉施設遊具安全確保通知 学校環境衛生基準	施設の温度、湿度、換気、採光等、教育・保育環境の適切な状態保持に対する配慮がなされておらず、適切な環境の維持に努められていないので、改善すること。	B
(7) 入所した者を平等に取り扱う原則	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	児童設備運営基準第9条 特定教育・保育施設等運営基準第24条	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いが認められたので是正すること。	C
(8) 適切な環境の確保	良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第3条第1項	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していないので、改めること。	A
(9) 人権の擁護	当該保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第3条第4項	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行っていないので、改善すること。	B
			職員に対し、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講じていないので、改善すること。	B

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
2 設備基準				
【乳児又は満2歳未満の幼児を入所させる保育所】				
(1) 乳児室又はほふく室	乳児室又はほふく室を設けているか。 ① 乳児室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき、3.3㎡以上あるか。 ② ほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上あるか。 ③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	児童施設運営基準第32条の1 保育所設置認可要綱第7条	乳児室又はほふく室が要件を満たしていないので是正すること。	C
(2) 医務室	医務室を備えているか。	児童施設運営基準第32条の1	医務室を備えていないので、是正すること。	C
(3) 調理室	調理室を備えているか。		調理室を備えていないので、是正すること。	C
(4) 便所	便所を備えているか。		便所を備えていないので、是正すること。	C
(5) 調乳設備	調乳設備や体を洗う設備、汚物を処理する設備等必要な設備を整えているか。	保育所設置認可要綱第7条	調乳設備や体を洗う設備、汚物を処理する設備等必要な設備を整えること。	C
	乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画し、調乳設備で熱湯を扱う際には児童が入らないよう対策を講じているか。	保育所設置認可要綱第7条 調乳等安全対策通知	乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画し、調乳設備で熱湯を扱う際には児童が入らないよう対策を講じていないので、是正すること。	C
(6) 保育室等	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。	児童施設運営基準第32条の1	保育室等を2階に設ける建物の要件、保育室等を3階以上に設ける建物の要件を満たしていないので是正すること。	C

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(6) 保育室等	イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 ロ 保育室等が設けられている階に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号に掲げる区分ごとに、それぞれに掲げる施設又は設備が1以上設けられているか。 ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号 に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項 に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	児童施設運営基準第32条の 1	保育室等を2階に設ける建物の要件、保育室等を3階以上に設ける建物の要件を満たしていないので是正すること。	C
【満2歳以上の幼児を入所させる保育所】				
(1) 保育室又は遊戯室	保育室又は遊戯室を設けているか。 ①保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上あるか。 ②屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上あるか。 ③保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	児童施設運営基準第32条の 1 第5項 保育所等設備運営条例第8条	保育室又は遊戯室を設けていないので、是正すること。	C
(2) 屋外遊戯場	屋外遊戯場（市長が特に認める場合は、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所で可）を備えているか。		屋外遊戯場を備えていないので、是正すること。	C
(3) 医務室	医務室を備えているか。		医務室を備えていないので、是正すること。	C
(4) 調理室	調理室を備えているか。		調理室を備えていないので、是正すること。	C
(5) 便所	便所を備えているか。		便所を備えていないので、是正すること。	C

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
3 職員配置				
(1) 施設長の資格	保育士又は社会福祉主事の資格を有するなど、社会福祉事業について知識経験を有し、かつ、児童福祉事業に2年以上従事した者あるいはそれと同等の資質を有すると認められる者であるか。	保育所設置認可要綱第6条	施設長の資格要件を満たしていないので、是正すること。	C
	暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものの者をいう。）ではないか。	保育所等設備運営条例第3条 特定教育・保育施設等運営基準条例第7条		
(2) 保育士の配置	保育士の数は、以下の配置基準を満たしているか。 ①乳児 おおむね3人につき1人以上 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人以上 ③満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人以上 ④満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人以上	児童設備運営基準第33条 附則第2項関係（経過措置） 保育所等設備運営条例第4条第2項、附則第3条から第6条まで 職員配置特例実施通知〔参考〕（2）	保育士の配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
	保育士の数は、以下の配置基準を満たしているか。 ①乳児 おおむね3人につき1人以上 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人以上 ③満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね15人につき1人以上 ④満4歳以上の幼児 おおむね25人につき1人以上 ※経過措置あり		改正後の配置基準を満たしていないので、新基準を満たすよう努めること。	A
	また、上記の配置基準に基づき置かれる保育士に加えて1人以上の保育士を保育所に配置しているか。		保育士の配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
(3) 短時間勤務保育士の配置	職員配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てる場合、以下の条件の全てを満たしているか。 ア 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。 イ 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。	短時間勤務保育士通知	左記の条件を全て満たしていないので、是正すること。	C
(4) 嘱託医の配置	嘱託医を配置しているか。	児童施設運営基準第33条	嘱託医を配置していないので、是正すること。	C
(5) 調理員等の配置	調理員（そのうち少なくとも1人は、栄養士である調理員又は調理師免許を有する調理員とする。）を置いているか。（ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。）	児童施設運営基準第33条 保育所等設備運営条例第4条第1項	栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員を配置していないので、是正すること。	C
	調理員等の定数は、利用定員40人以下の施設は1名以上、利用定員41人以上の施設は2名以上常勤職員を配置しているか。また、利用定員151人以上の施設は、さらに1名の非常勤職員を加えて配置しているか。	保育所設置認可要綱第6条	配置基準を満たしていないので是正すること。	C

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(6) 職員の一般的要件	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となっているか。	児童設備運営基準第7条の1 保育所保育指針第5章	保護に関わる職員の人間性、倫理観、児童福祉事業に対する熱意に課題があるので是正すること。	C
(7) 職員の知識及び技術の向上	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。	児童福祉法第48条の3第2項 児童設備運営基準第7条の2 保育所保育指針第5章	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。	A
(8) 勤務体制の確保	支給認定子どもに対し、適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第21条第1項	適切な保育を提供することができる職員の勤務体制を定められていないので是正すること。	C
	当該保育施設の職員によって保育を提供しているか。 （ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）	特定教育・保育施設等運営基準第21条第2項	保育の提供に直接影響を及ぼす業務を特定教育・保育施設の職員以外の者が行っているため、是正すること。	C
(9) 研修の機会の確保	職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	児童設備運営基準第7条の2第2項 特定教育・保育施設等運営基準第21条第3項 保育所保育指針第5章 児福行政指導監査実施通知別紙1 2（1）第2-2-（3）	公定価格には、代替要員等に係る経費が含まれていることを踏まえ、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	B
			職員への研修を計画的に実施していないので、改善すること。	B
(10) 職員の定着化に向けた取組み	職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。	児福行政指導監査実施通知別紙1 2（1）第2-2-（4）	職員の定着率が低いので、職員の確保及び定着化に向けて積極的に取り組むこと。	B
(11) 保育士の任命又は雇用	保育士を任命又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用しているか。	児童福祉法第18条の20の4第3項 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに特定登録取消者に係るデータベースを活用していないので、是正すること。	B
(12) 職員の人事管理	アクセス権限は、採用責任者として登録された1名に限定しているか。またデータベース利用時に、どの時間に誰が何の目的で利用したかを特定できるよう、使用記録（検索対象者の記録を含む。）を適切に保管しているか。		使用記録を作成・保管していないため、是正すること。	B
4 定員の遵守				
定員の遵守	利用定員を超えて保育の提供を行っていないか。 ただし、年度中における保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	特定教育・保育施設等運営基準第22条	利用定員を超えて保育の提供を行っているので是正すること。	B

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
5 設置者の責務				
(1) 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときに正当な理由なく拒んでいないか。	子ども・子育て支援法第33条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第6条第1項	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときに正当な理由なく拒んでいるので、是正すること。	C
(2) 適切かつ効果的な保育	支給認定子どもに対し適切な保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めているか。	子ども・子育て支援法第33条第4項	関係機関との緊密な連携等による適切かつ良質な保育が効果的に行われるよう努めること。	A
(3) 保育の質の向上	提供する保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、保育の質の向上に努めているか。	子ども・子育て支援法第33条第5項	提供する保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、保育の質の向上に努めること。	A
(4) 認可基準等の遵守	施設の認可基準及び運営に関する基準を遵守しているか。	子ども・子育て支援法第34条	施設の認可基準及び運営に関する基準を遵守すること。	C
6 虐待等の禁止				
虐待防止	児童に対し、虐待又は心身に有害な影響を与える以下のような行為を行っていないか。 ①児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②児童等にわいせつな行為をすること又は児童等をしてわいせつな行為をさせること。 ③児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	児童虐待防止法第2条及び第3条 児童福祉法第33条の10 特定教育・保育施設等運営基準第25条	児童に対する虐待又は心身に有害な影響を与える行為（乱暴な言葉がけ、無視、行動の制限、強制、体罰など）を行っている等の実態が認められるので、是正すること。	C
	保護者に不適切な養育や虐待が疑われる場合、保護者と子どもとの関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行っているか。	保育所保育指針第1章5及び第5章1	保護者に不適切な養育や虐待が疑われる場合の関係機関との連携や保護者、子どもへの支援が不十分なので是正すること。	C
	児童虐待の早期発見に努めているか。	児童虐待防止法第5条第1項	児童の心身の状態や家族の態度などに十分に注意して観察や情報収集に努めることなど、虐待の早期発見への適切な対応をしていないので、是正すること。	C
	児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めているか。	児童虐待防止法第5条第3項	児童及び保護者に対する児童虐待の防止のための教育又は啓発が不足しているので是正すること。	C
	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しているか。	児童虐待防止法第6条	嘱託医、児童相談所（こども家庭センター）、福祉事務所（こども家庭支援課）、児童委員、保健所などとの連携をしていないので、是正すること。	C

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
7 業務管理体制の整備				
業務管理体制の整備	業務管理体制の整備を行っているか。	子ども・子育て支援法第55条 子ども・子育て支援法施行規則第45条及び第46条 業務管理体制の整備について	業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ているので、速やかに届け出ること。	B
			法令を遵守するための責任者を選任すること。	B
			業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る）。	B
			業務執行の状況の監査を定期的に行うこと（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る）。	B
8 重要事項の説明				
(1) 内容及び手続の説明及び同意	保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	社福法第77条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第5条第1項	保育の提供に際して、あらかじめ、重要事項について文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていないので、是正すること。	C
			利用契約を締結していない、または、契約の内容に不備があるので、是正すること。	C
(2) 掲示	当該保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第23条	運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の重要事項について、施設内に掲示されていないので、改善すること。	B
9 利用者負担額等				
(1) 実費徴収	実費徴収を行う場合、次に掲げる費用のみとしているか。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。） ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項	左記に掲げる費用以外を実費徴収として徴収しているので、改善すること。	B
			実費相当を上回って保護者から徴収しているため、超過徴収分について、保護者に還元すること。	B

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 領収書の交付	利用者負担額、実費徴収の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第13条第5項	支給認定保護者より利用者負担額等の支払を受けた際に、領収書を交付していないので、改善すること。	B
(3) 徴収にかかる同意	実費徴収の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、保護者の同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第13条第6項	金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面で明らかにするとともに、支給認定保護者に説明していないので、改善すること。	B
(4) 利用者負担金	利用者負担金が適正な額となっているか。	公定価格留意事項 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第2-1-(2)ウ	施設型給付費に含まれる費用を徴収する等、不適切な利用者負担を設定しているため、是正すること。	C
(5) 施設型給付費等の額に係る通知	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（子ども・子育て支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第14条第1項	施設型給付費の額を通知していないので改善すること。	B
(6) 施設型給付費・補助金等の請求に係る適合状況	公定価格における処遇改善等加算を含む各加算等、また、補助金の請求にあたり、適合条件を満たし、適正に請求を行っているか。	公定価格留意事項 特定教育・保育適正会計通知	公定価格における処遇改善等加算を含む各加算等、また補助金の請求にあたり、適合条件を満たし、適正に請求を行っていないため、改善すること。	B
10 受給資格等の確認と支給認定の申請に係る援助				
(1) 受給資格等の確認	保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第8条	支給認定証によって、支給認定子どもの区分、有効期間及び保育必要量等を確認していないので、改善すること。	B
(2) 支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第9条	支給認定を受けていない保護者に、申請が行われるよう必要な援助が行われていないので、改めること。	A
	緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。		支給認定の変更の認定の申請について、遅くとも有効期間満了日の30日前には行えるよう必要な援助を行っていないので、改善すること。	B
(3) 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）	保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第19条	保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしていることを覚知しながら市に通知していないので、是正すること。	C

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
11 運営委員会の設置				
運営委員会の設置	設置が必要とされる保育所（社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置）に、運営委員会が設置されているか。	保育所設置認可通知第1-3-(3)	適格な構成メンバーにより運営委員会が設置されていないので改善すること。	B
			保育所の運営に関し、設置者の相談に応じ意見を述べるなど、本来の役割を果たすよう改めること。	B
12 記録の保存				
記録の保存	支給認定子どもに対する保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ① 保育所保育指針に定めるものに基づく保育の提供に当たっての計画 ② 特定教育・保育施設等運営基準第12条に規定する提供した保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 特定教育・保育施設等運営基準第19条に規定する市町村への支給認定保護者に関する通知に係る記録 ④ 特定教育・保育施設等運営基準第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 特定教育・保育施設等運営基準第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定教育・保育施設等運営基準第34条第2項 児童設備運営基準14条	保育の提供に関する必要な記録が作成されていない、または不十分なので是正すること。	C
			保育の提供に関する記録の保存年限が5年間になっていないので、改善すること。	B
13 保育の内容、計画及び評価				
(1) 保育の内容	保育は「養護」と「教育」とを、子どもの生活や遊びを通して、相互に関連を持ちながら総合的、一体的に行っているか。	児童設備運営基準第35条 保育所保育指針第2章	保育内容が、保育所保育指針に沿って、適切に行われていないので、是正すること。	C
(2) 全体的な計画	保育所保育指針に沿って全体的な計画を適切に作成しているか。	児童設備運営基準第35条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1-〔保育所〕(3)ア 保育所保育指針第1章 保育指針適用の留意事項通知	全体的な計画が作成されていないので、作成すること。	C
			全体的な計画の内容及び作成の取組み状況に不十分な点があるので、改善すること。	B
	指導計画が適切に作成されているか。	児童設備運営基準第35条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1-〔保育所〕(3)ア 保育所保育指針第1章 保育指針適用の留意事項通知	指導計画を作成していないので、是正すること。	C
			指導計画の内容に不十分な点があるので、改善すること。	B
	子どもの実態や子どもを取り巻く状況などに即して見直し、評価し、その改善に努めているか。		指導計画について適切な評価、改善が行われていないので是正すること。	B
			長期の指導計画を作成していないので是正すること。	C

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 指導計画	全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した年、期、月などの長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した週、日などの短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されているか。	1-1-保育所（3） 保育所保育指針第1章3 保育指針適用の留意事項通知	長期の指導計画の作成が不十分なので改善すること。	B
			短期の指導計画を作成していないので是正すること。	C
			短期の指導計画の作成が不十分なので改善すること。	B
	3歳未満児について、一人一人の児童の生育歴、心身の発達及び活動の実態に即した個別的な計画を作成していないので、改善すること。		B	
	3歳以上児について、子ども相互の関係や共同的な活動が促されるよう配慮していないので改善すること。		B	
(4) 障害のある子どもの保育	個々の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けているか。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応が図られているか。 （※経過記録からも読み取れる）	保育所保育指針第1章3	一人一人の子どもの障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っていないので、改善すること。	B
(5) 記録状況	保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。また、記録を適切に整備しているか。	児童設備運営基準第14条 特定教育・保育施設等運営基準第12条及び第34条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1-〔保育所〕(3)イ 保育指針適用の留意事項通知	児童の出欠の記録を整備していないので、改善すること。	B
			保育の提供日、内容その他必要な事項を記録していないので、改善すること。	B
			保育の状況（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）を表している記録（保育日誌等）を、適切に整備していないので、改善すること。	B
			個々の児童の状態を把握するものとして活用する、 児童の育ちの記録（経過記録） と保育上必要な家庭の状況等の記録（児童票等）を適切に整備していないので、改善すること。	B
(6) 保育の内容等の自己評価	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。	児童設備運営基準第36条の2 特定教育・保育施設等運営基準第16条 保育所保育指針第1章3	保育士等の自己評価を行い、その専門性の向上や保育実践の改善に努めること。	A
	保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。		保育所の自己評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	A
	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。		定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。	A

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(7) 小学校との連携	在籍する児童の保育所児童保育要録を作成し、就学先となる小学校の校長に送付しているか。	保育所保育指針第2章4 保育指針適用の留意事項通知	在籍する児童の保育所児童保育要録を作成していないので、是正すること。	C
			保育所児童保育要録の写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付すること。	C
	作成した保育所児童保育要録の原本を当該児童が小学校を卒業するまでの間保存しているか。		作成した保育所児童保育要録の原本を当該児童が小学校を卒業するまでの間保存するよう努めること。	C
14 保育を行う期間及び時間				
(1) 保育時間	開所時間については、1日11時間以上としているか。	児童設備運営基準第34条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(2)-第1-1-保育所(1) 保育所設置認可要綱第8条	開所・閉所時間、保育時間を適切に運営していないので、是正すること。	C
(2) 開所時間、開所日	開所日については、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日以外は開所しているか。		日曜日、国民の祝日及び国民の祭日、年末年始（12月29日～1月3日）以外の日を休所日としているので、是正すること。	C
	地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して決定しているか。		土曜保育について、利用希望があるにも関わらず施設の判断で休園しているため、是正すること。	C
	正当な理由なく休園していないか。		正当な理由（感染症の疾患など）なく休園しているため、是正すること。	C
			園日より3月31日を新年度準備のための休園の扱いとしているが、家庭保育の協力依頼等により適切な対応を行うこと。	B
15 児童の健康及び安全				
(1) 心身の状況等の把握	保育の提供に当たって、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第10条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1-共通事項(1) 保育所保育指針第3章1	支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めること。	A
(2) 健康状態の把握	機嫌、食欲、顔色、活動性など日々の健康状態を観察しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第10条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1-共通事項(1) 保育所保育指針第3章1	健康状態の把握が不十分なので是正すること。	C
(3) 発育・発達状態の把握	定期的に計測した身長、体重、胸囲、頭囲を記録し、前回と比較するなど、発育・発達状態を把握しているか。		発育・発達状態の把握が不十分なので是正すること。	C
(4) 把握結果への対応	保育中の子どもの心身の状態について、日々、必要に応じて保護者に報告するとともに、留意事項など助言しているか。		保育中の子どもの心身の状態についての保護者への報告や助言が不適切なので是正すること。	C
	保育中の発熱などの異常や傷害が発生した場合に、保護者に連絡するとともに、状況に応じて嘱託医やかかりつけ医の指示を受けるなど、適切に対応しているか。		保育中の発熱などの異常や傷害が発生した場合の対応が不適切なので是正すること。	C

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) 保健計画	子どもの健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしながら、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか。	保育所保育指針第3章1	保健計画の策定が不十分なので改めること。	A
(6) 健康診断	定期健康診断を実施しているか。	児童設備運営基準第12条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」－2(2)－ 第1－1－共通事項(1) 保育所保育指針第3章1	入所時及び年2回の健康診断を実施していないので、是正すること。	C
	健康診断記録を適切に保管しているか。		年1回の定期歯科健康診断を実施していないので、改善すること。	B
	健診結果を保護者へ報告しているか。		健康診断記録の整理・保管に不十分な点があるので、改善すること。	B
	健診結果の内容により、嘱託医や区保健福祉部、保健医療機関との連携を図っているか。		健診結果を保護者へ報告していないので、改善すること。	B
(7) 安全計画	児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施できる年間計画となっているか。	児童設備運営基準第6条の3	安全計画の策定が不十分なので改めること。	C
	園の実情に応じた、実践的な訓練(睡眠時、食事、水遊び等も含む)や研修の実施になっているか。また、その記録が残されているか。		訓練や研修の実施ができていない。また実施記録が残されていない等、不十分な点があるので改善すること。	C
(8) 自動車を運行する場合の所在の確認	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	児童設備運営基準第6条の4	自動車の乗車・降車の際に児童の所在の確認を行っていないため、是正すること。	C
	児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。		送迎用車両に児童の見落としを防止する装置を備えていないため、是正すること。	C
(9) 日常的な事故予防対策	ヒヤリ・ハットした出来事を記録・分析するなど日常的な事故予防対策を行っているか。(事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策を策定しているか。)	保育所保育指針第3章1 特定教育・保育施設等運営基準第18条及び第32条第1項	日常的な事故予防対策が不十分なので改善すること。(事故発生防止の取組みが不十分なので是正すること。)	B
(10) 事故の防止及び事故防止策の策定	事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 事故が発生した場合の対応及び②に規定する報告の方法等を含む事故発生の防止のための指針を整備しているか。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第1項 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故発生時の対応及び事故防止のための指針を整備していないので、是正すること。	C
			事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知するよう是正すること。	C
			事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備していないので、改善すること。	B
			事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	A

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(11) 事故発生時の対応	児童に対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故については、市への第1報は原則事故発生当日に報告しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第2項 教育・保育施設等における事故の報告等について 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故が発生した場合には、速やかに児童の家族等に連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行っていないので是正すること。	C
(12) 事故発生時の記録	事故発生時の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第3項	事故発生時の状況及び採った処置について、記録していないので、改善すること。	B
(13) 再発防止策の策定	発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること。	C
(14) 損害賠償	児童に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第4項	正当な理由なく損害賠償が遅滞しているので、是正すること。	C
(15) 疾病等への対応	在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その児童の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。	児童設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準第18条 保育所保育指針第3章 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-1-共通事項(2) 睡眠時安全対策の手引き 感染症対策ガイドライン 感染症予防対策マニュアル	在園時における児童の体調不良や傷害が発生した場合の保護者への連絡や嘱託医やかかりつけ医等に相談する等の処置が不適切なので是正すること。	C
	児童の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしているか。		救急用の薬品、材料の常備等児童の疾病等への備えが不十分なので改善すること。	B
	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防を図っているか。		乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止への対策をしていないので、是正すること。	C
	①0歳児クラスは睡眠チェック表を利用し、10分毎に児童の様子を把握する。 ②1歳児クラスは睡眠チェック表を利用し、15分毎に児童の様子を把握する。 ※入所初期や体調不良が見られるときは、5分毎にチェックを行う。		午睡チェック表の適切な作成または記入が不適切なので、改善すること。	B
	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めているか。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。		睡眠中の子どもの顔色や呼吸の状態の観察、医師からの指示がない限り乳児を仰向けに寝かせるなど、「神戸市保育所（園）における睡眠時安全対策の手引き」にそって、より効果的な対応をとるよう改善すること。 感染症発生予防への対応をしていないので、是正すること。	B C
(16) アレルギー対応	緊急対応マニュアルの整備等適切な対応をし、職員全員に対応策が徹底されているか。	保育所保育指針第3章1 アレルギー対応ガイドライン アレルギー対応の手引き エビペン処方児童への対応通知	アレルギー発症の対応訓練や安全の確保が不十分なので改善すること。	B

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(17) 衛生管理等	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。	児童設備運営基準第10条第2項 保育所保育指針第3章 感染症対策ガイドライン	感染症又は食中毒対策が不十分なので是正すること。	C
	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行っているか。	児童設備運営基準第10条第4項	必要な医薬品その他の医療品の備えが不十分、または、それらの管理が不適切なので是正すること。	C
	オラブリスは施設できる場所に管理し、数量、使用期限等管理簿に記録する等適切に管理しているか。	薬事法第48条 フッ化物洗口マニュアル	オラブリスの管理が不適切なので改善すること。	B
(18) プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止	監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にしているか。	プール活動等事故防止通知 プール活動等記録作成等通知	監視体制の空白が生じているなど監視体制が不十分なので、是正すること。	C
	事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか。		プール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育が不十分なので改善すること。	B
	保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けているか。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行っているか。		心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育や、119番通報を含め緊急事態へ対応するための訓練が不十分なので改善すること。	B
(19) プールの水質管理	児童が利用する簡易プールも含めて水質管理が徹底されているか。 (遊離残留塩素濃度が適正範囲に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度低下時には適切に消毒すること。)	プール衛生基準通知第2-1(4)、第4-3(4) 感染症対策ガイドライン4(1)	濃度測定や濃度管理ができていないので、改善すること。	B
(20) 所外活動における安全確保	所外活動の実施にあたって、計画に基づき実施され、かつ児童の安全が確保されているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条 保育所保育指針第3章 児童安全確保通知	連絡体制の確保や緊急時の備え等の安全確保対策が講じられていないので、改善すること。	B
(21) 災害への備え	非常時の持出し用品は備えているか。	保育所保育指針第3章4	非常時の持出し用品を備えるよう努めること。	A
(22) 食育の計画	食事の提供を含む食育の計画が作成され、全体的な計画や指導計画に位置づけられているか。	児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)-第1-共通事項(3)から(8)まで 保育所保育指針第3章2	※食事提供・衛生管理編参照	A

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
16 保護者に対する支援				
(1) 保護者との連絡	保育所の長は、常に入所している児童の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めているか。	児童設備運営基準第36条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2-(2)-第1-1-保育所(3)ウ 保育所保育指針第1章、第4章及び第5章	保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めること。	A
	保護者との連絡を十分に行っているか。		保護者との連絡(園だより、連絡帳、懇談会、行事、緊急時の連絡先把握など)に不十分な点があるので、改善すること。	B
(2) 相談及び援助	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第17条 教育・保育要領第4章第2	支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていないため、改善すること。	B
(3) 情報提供	特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第28条第1項	特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。	A
(4) 広告	保育所について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	特定教育・保育施設等運営基準第28条第2項	広告が虚偽のもの又は誇大なものとなっているので、改めること。	A
17 個人情報の適正管理				
個人情報の適正管理	児童の個人情報持ち出しがないか等適切に管理しているか。	児童設備運営基準第14条の2 特定教育・保育施設等運営基準第27条 保育所保育指針第1章 個人情報適正管理通知	児童の個人情報を適切に管理すること。	B
	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ているか。		関係機関に対し、情報を提供する際に、文書により保護者の同意を得ていないので、改善すること。	B

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
18 利益供与等の禁止				
利益供与等の禁止	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	特定教育・保育施設等運営基準第29条	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していることが認められたのでは正すること。	C
	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していることが認められたのでは正すること。	C
19 特定子ども・子育て支援施設運営基準の遵守				
(1) 子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第54条	特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、具体的な内容その他必要な事項を記録すること。	B
(2) 利用料及び特定費用の額の受領	特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払を受けているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第55条第1項	締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額を受領すること。	C
	子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定される費用（特定費用）の支払を受ける場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第55条第2項	事前に、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ること。	B
(3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第56条第1項	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付すること。	C
	領収証は、利用料の額と子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定される費用（特定費用）の額とを区分して記載しているか。		領収証の利用料と特定費用の額を区分して記載すること。	C
		特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第56条第2項	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付すること。

保育所 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(4) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第59条	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。	C
(5) 秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第1項	正当な理由なく、業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らさないこと。	C
	職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第2項	他に漏らすことのないよう、秘密の保持に関する誓約書の徴収等必要な措置を講じること。	B
	小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第3項	他機関等に施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。	C
(6) 記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第61条第1項	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること。	B
	特定子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第61条第2項	特定子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備し、5年間保存すること。	B
20 特定教育・保育に関する情報の報告及び公表				
(1) 特定教育・保育に係る情報の報告	特定教育・保育提供者は、提供する教育・保育等に係る情報を、施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しているか。	子ども・子育て支援法第58条第1項 子ども・子育て支援法施行令第21条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第49条、第50条	特定教育・保育に係る情報を報告していないので、改善すること。	B
(2) 経営情報の報告	特定教育・保育提供者は、毎事業年度終了後5月以内に、経営情報を、施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しているか。	子ども・子育て支援法第58条第2項 子ども・子育て支援法施行令第21条第2項 子ども・子育て支援法施行規則第50条の2	経営情報を報告していないので、改善すること。	B
21 会計の区分				
会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定教育・保育施設等運営基準第33条	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していないので、改善すること。	B